

遺言・相続プロフェッショナル・マンツーマン講座

基礎編

はじめに

この講座の目的は、「業務の流れを見通す力」を習得することです。なぜなら、**相談者を依頼者**に変える、すなわち**受任**するためには、**面談**の場で、相談者に**問題解決に至る道筋**、すなわち「**ロードマップ**」を提示する力が求められるからです。そして、そのことは「**高い受任率**」と「**満足行く報酬**」の実現にもつながります。

相談者は、行政書士との面談に臨むまでに、ネットや本などで遺言・相続について調べたり、金融機関や専門家が主催するセミナーに参加するなどして「**セミプロ化**」しています。それでも解決できないので、わざわざ時間とお金をかけてまでして「**遺言・相続の専門家**」として行政書士のもとを訪れるのです。したがって、セミプロ化した相談者からの質問に対して、面談の場で「後で調べてお答えします」といった調子では、相談者の期待を裏切ることになります。当然、受任率は低くなり、運よく受任できても不本意な報酬に甘んじることになるでしょう。

この講座を活用して、相談者に面談の場でロードマップを提示できる力を習得して、相談者の「先の見えない切実な悩みを速やかに解決する」という顧客価値と「高い受任率と満足行く報酬」を実現してください。

講座の全体像

この講座は、大きく「**基礎編**」と「**応用編**」の二つに分かれています。

基礎編では、「遺言作成業務」「遺産分割業務」そして「遺言執行業務」の3つの業務の流れを、業務遂行の基本形である「**7つのプロセス**」に則って、私の実務経験を踏まえて説明します。

応用編では、実務で使った「**現物資料**」を基に実務の流れを見ます。そして、応用編は**3部**で構成されています。

「**第1部 遺言執行**」では、遺言の作成から遺言執行までの流れを見ます。

「**2部 遺産分割**」では、「**1. 相続人が帰化していた**」「**2. 相続人に『会いたくない人』がいる**」といった「**わけあり案件**」、そして「**3. 相続人に海外在住者がいる**」「**4. 相続人に成年被後見人がいる**」の4つの事例を見てみます。最後に、3部で「**遺言検索**」を説明します。

遺言の普及が進んでいるとはいえ、身内の死亡による遺産分割が相談の多くを占めています。そのため、「**応用編**」では遺産分割をメインとする構成になっています。

では、**基礎編**に入っていきます。

遺言・相続プロフェッショナル・マンツーマン講座

基礎編

《目次》

はじめに
講座の全体像

1. 「7つのプロセス」を知る

- 1-1. 準備①(実務脳の習得) P7
- 1-2. アプローチ P7
- 1-3. 引合い..... P8
- 1-4. 準備②(面談に臨む準備) P8
- 1-5. 面談..... P8~P10
 - (1)面談で決まること
 - (2)面談のポイント
 - (3)「ロードマップ」を提示する
 - (4)「見積」を提示する
 - (5)依頼の意思を確認する
 - (6)委任契約を締結する
 - (7)面談での注意点
 - ①相談者を信じない
 - ②依頼者を動かさない
- 1-6. 業務遂行 P11
 - (1)依頼者からの苦情の原因
 - (2)「職務上請求書」の取り扱いについて
- 1-7. アフターフォロー P12
 - (1)書類を納品する
 - (2)継続的にコンタクトを取る

2. 遺言作成業務の「引合い」「面談」「業務遂行」

2-1. 遺言業務の「引合い」…………… P13

- (1)面談のアポイントを取る
- (2)情報収集

2-2. 遺言業務の「面談」…………… P14～P17

- (1)相談者の話しを十分聴く
- (2)「遺言の目的」を伝える
- (3)遺言の法的説明をする
- (4)遺言執行者と公正証書遺言の証人の役割を説明する
 - ①遺言執行者を誰にするか
 - ②証人をだれにするか
- (5)「ロードマップ」を提示する
- (6)「見積」を提示する
- (7)委任契約を締結する
- (8)遺言を作成する公証役場を決める
- (9)公証人が出張する場合の注意点

2-3. 遺言業務の「業務遂行」…………… P18～P21

- (1)推定相続人の調査
- (2)相続財産の調査
- (3)文案の作成
- (4)文案の確認
- (5)公証人と打ち合わせ
 - ①公証人との打合せで提出する書類
 - ②公証人との打合せ内容
- (6)公証人から文案と見積が提示される
- (7)作成日時を決める
- (8)作成当日
 - ①公証人に遺言者と証人を紹介する
 - ②公証人が本人確認と遺言能力を確認する
 - ③公証人が遺言を読み上げて遺言者の意思を確認する

- ④遺言者、証人そして公証人が署名・押印する
- ⑤遺言執行に備えたアドバイスをする
- ⑥資料を保管する

3. 遺産分割業務の「引合い」「面談」「業務遂行」

3-1. 遺産分割業務の「引合い」…………… P22

- (1)相続人間の紛争の有無を確認する
- (2)遺言の有無を確認する
- (3)「相続人の範囲」と「相続財産の範囲と評価」を確認する
- (4)相続財産が債務超過の場合
- (5)面談に用意してもらう書類

3-2. 遺産分割協議の「面談」…………… P23～P25

- (1)業際を説明する
- (2)遺言書の有無を確認する
- (3)「相続人の範囲」と「相続財産の範囲と評価」を確認する
- (4)遺産分割の進捗状況と遺産分割の方針をヒアリングする。
- (5)「ロードマップ」を提示する
- (6)受任後の対応
- (7)相続税の申告が予想される場合

3-3. 遺産分割業務の「業務遂行」……………P25～P29

- (1)「相続人の範囲」と「相続財産の範囲と評価」の二つを調査して確定する
 - ①相続人の範囲の調査
 - ②相続財産の範囲と評価の調査
- (2)「財産目録」を作成する
- (3)「遺産分割協議書（案）」を作成する
- (4)「遺産分割協議書」を作成する
- (5)相続人代表者から遺産分割に必要な書類を提出してもらう
- (6)相続預貯金の払戻手続

4. 遺言執行業務の「引合い」「面談」「業務遂行」

4-1. 遺言執行業務の「引合い」……………P30

4-2. 遺言執行業務の「面談」……………P30・31

- (1)遺言をめぐる紛争性の有無を確認する
- (2)遺言執行者の権利義務等を説明する
- (3)遺言執行完了までの「ロードマップ」と「見積書」を提示する
- (4)委任契約を締結する

4-3. 遺言執行の「業務遂行」……………P31・32

以上

遺言・相続プロフェッショナル・マンツーマン講座

応用編

《概要&目的》

応用編の各項目の「概要」と「目的」は以下のとおりです。

I.遺言執行 P1～P31

【概要】

中原氏（仮名）は妻に先立たれて子はいない。「末の未婚の妹」と他の妹夫婦とその子（遺言者の姪）の以上4名に財産を残したいと希望し、遺言を残した（第1の遺言）。

第1の遺言を残してから4年が過ぎたころ、中原氏から「遺言を作り直したい」と連絡が入った。そして、新たに遺言を作成した（第2の遺言）。

第2の遺言を作成後、約1年後に第2の遺言で遺言執行者に指定した姪から中原氏が死亡したという連絡が行政書士に入った。そこで、直ちに遺言執行者である姪とその父（遺言者の義理の弟）と打ち合わせをした結果、行政書士が遺言執行者である2名から委任を受けて遺言執行者の代理人として遺言執行事務を行うことになった。

【目的】

「I.遺言執行」では、遺言作成から遺言執行までの流れを俯瞰することで業務の流れを把握する。

Ⅱ 遺産分割 P32～P102

1.被相続人が帰化していた

【概要】

依頼者は被相続人の長男・英一氏（仮名）（相続人代表者）である。受任後、相続人の範囲の調査で英一氏との面談では聞かされていない事実が判明した。

【目的】

面談で相続人代表者から聞かされていない事実が判明した場合の対応を学ぶ。また、銀行の相続預貯金の払戻手続の流れを把握する。

2.相続人に「会いたくない人」がいる（わけあり案件） P103～P121

【概要】

依頼者は被相続人の姪（代襲相続人・相続人代表者）。相続人は妹2名と姪の3名である。

末の妹は被相続人と折り合いが悪く10数年連絡を取っていなかった。他の相続人2名も末の妹と会うことを望んでいない。そこで、姪は行政書士に依頼して、末の妹と会わずに遺産分割協議を成立させるために行政書士に相談した。

なお、姪は相続人の範囲を確定させるために戸籍を収集してみたが、仕事が多忙であることと内容を理解するのが困難なため途中で挫折してしまっている。

【目的】

業際問題をケアしながら、相続人間を合意に導く心得と技を習得する。

3.相続人に海外在住者がいる P122～P132

【概要】

依頼者は被相続人の妻（相続人代表者）である。相続人は妻と長女・二女の合計3名である。相続人間の関係は良好であるが、二女が海外在住のため手続きが煩雑になると考え行政書士に相談した。

【目的】

相続人の中に海外在住者がいる場合の遺産分割の方法を取得する。

4.相続人に成年被後見人がいる P133～P145

【概要】

依頼者は被相続人の長男（相続人代表者）である。相続人は妻と長男・長女の合計3名である。妻は認知症で意思能力が欠如している。そのため、長男が後見人となっている。

【目的】

相続人の中に被後見人がいる場合の遺産分割の進め方を習得する。

Ⅲ.遺言検索 P146・147

【概要】

依頼者は被相続人の長女である。相続人は長女と二女の2名である。被相続人は二女と長期間同居していた。一方、長女は大学卒業後、結婚をして家を出ていた。そのため、相続に関しては二女が主導権を握っていた。

被相続人は遺言を残していたらしいが、死後3か月ほど経っても二女から具体的な話しは一切出てこない。そこで、長女は遺言の存在を確認するために、行政書士に相談した。

【目的】

遺言検索の手続の流れを把握する。

以上

遺言・相続プロフェッショナル・マンツーマン講座

応用編

《目次》

I. 遺言執行

1. 相続関係説明図・・・1
2. 公正証書遺言（第1回）・・・2～7
3. 公正証書遺言（第2回）・・・8～14
4. 送り状（納品明細）・・・15
5. 証明書（誤記）・・・16・17
6. 委任状（遺言執行者・武蔵野銀行）・・・18・19
7. 領収書（残高証明書・武蔵野銀行）・・・20
8. 受取書（相続書類1式・武蔵野銀行）・・・21
9. 相続届（武蔵野銀行）・・・22・23
10. 残高証明書（武蔵野銀行）・・・24～26
11. 相続手続完了通知書（武蔵野銀行）・・・27・28
12. 委任状（飯能信用金庫）・・・29・30
13. 相続に関する依頼書・・・31

Ⅱ 遺産分割

1.被相続人が帰化していた

(1)帰化

- ①相続関係説明図・・・32
- ②外国人登録原票を必要とされる方へ（法務省入国管理局）・・・33～35
- ③死亡した外国人に係る登録原票の写し交付請求書・・・36～38
- ④外国人登録原票の写しの交付請求に係る決定について（通知）・・・39
- ⑤委任状（家族関係登録簿等証明書）・・・40
- ⑥家族関係登録簿等の証明書交付申請書・・・41

(2)銀行手続

①みずほ銀行

- イ) 委任状（相続人代表者）・・・42
- ロ) 印鑑登録証明書（相続人代表者）・・・43
- ハ) 印鑑登録証明書（受任者）・・・44
- ニ) 身分証明書（受任者）・・・45
- ホ) 残高証明依頼書・・・46
- ヘ) 受取書・・・47
- ト) 残高証明書・・・48
- チ) 遺産分割協議書・・・49～54
- リ) 委任状（相続人全員）55～57
- ヌ) 相続関係届書・・・58
- ル) 相続関係書類お預り書・・・59
- ヲ) 簡易書留（手続完了通知）・・・60・61

②三菱東京 UFJ

- イ) 委任状（相続人全員）・・・62～64
- ロ) 相続関係説明図・・・65
- ハ) 相続届・・・66
- ニ) 相続書類お預り明細・・・67
- ホ) 簡易書留（相続手続完了のお知らせ）・・・68・69

③ゆうちょ銀行

- イ) 委任状・・・70
- ロ) 印鑑登録証明書（相続人代表者）・・・71

- ハ) 貯金等照会書・・・72・73
- ニ) 印鑑登録証明書（受任者）・・・74
- ホ) 相続確認表・・・75～78
- ヘ) 相続貯金等記入票・・・79
- ト) 預り証兼受付証・・・80

- チ) 相続手続に関するご案内・・・81～88
 - a)調査結果のお知らせ・・・83
 - b)必要書類一覧表・・・84

- リ) 東京貯金事務センターへの提出書類・・・89～95
 - a)必要書類一覧表・・・91
 - b)お取引目的等の確認のお願い・・・92
 - c)貯金証書払等請求書・・・93
 - c)相続貯金等の全部払戻し等に関する委任状・・・94
 - d)預り証兼受付証・・・95

- ヌ) 相続手続完了のお知らせ・・・96～99
 - a)送付書類一覧表・・・97
 - b)貯金払戻証書・・・98
 - c)未記入金明細書・・・99
 - d)電信払込み請求書・電信振替請求書・・・100
 - d)払替払込金受領証・振替受付票・・・101
 - e)払込依頼書（兼振替払出請求書）・・・102

2.相続人に「会いたくない人」がいる（わけあり案件）

- (1)相続関係説明図・・・103
- (2)今後の進め方について・・・104
- (3)通知書（第1回）（会いたくない相続人）・・・105～107
- (4)通知書（第2回）（ 同 上 ）・・・108～111
- (5)通知書（第3回）（ 同 上 ）・・・112～114
- (6)通知書（第4回）（ 同 上 ）・・・115

- (7)遺産分割協議書・・・116～118
- (8)相続人代表者からの手紙・・・119
- (9)預り証・・・120・121

3.相続人に海外在住者がいる

- (1)相続関係説明図・・・122
- (2)在外公館における証明・・・123～125
- (3)遺産分割協議書・・・126～128
- (4)印鑑登録証明書・・・129・130
- (5)在留証明願（在留証明書）・・・131
- (6)証明書（署名証明）・・・132

4.相続人に成年被後見人がいる

- (1)相続関係説明図・・・133
- (2)連絡票（家庭裁判所）・・・134・135
- (3)特別代理人選任申立書・・・136～138
- (4)照会（家庭裁判所から特別代理人候補者）・・・140
- (5)審判書・・・141
- (6)遺産分割協議書・・・142
- (7)委任状（相続人及び特別代理人）・・・143～145

Ⅲ.遺言検索

- (1)委任状・・・146
- (2)遺言検索依頼書並びに回答書・・・147

以上